小児外傷救急医療体制に関する検討会 設置要綱

(目 的)

第1条 大阪府の救急医療体制の充実強化を図ることを目的として、平成29年度に行われた「三 次救急医療体制のあり方に関する検討部会」答申における、小児外傷の搬送困難症例に関 する救急搬送及び受入体制について詳細検討を行うため、有識者による「小児外傷救急医 療体制に関する検討会」(以下、「検討会」という。)を設置する。

(検 討)

- 第2条 検討会は、大阪府の要請に応じ、次に掲げる事項について必要な検討を行う。
 - (1) 救急搬送データを用いた検討
 - (2) 受入体制の検討
 - (3) その他目的達成のための必要な事項

(構 成)

第3条 検討会の委員は、大阪府救急医療対策審議会、府内の救急医療施設、消防機関、大学及び 行政機関等に属する者、必要な専門的知識及び技能を有する者で構成する。

(運 営)

- 第4条 検討会は、座長が招集し、議事進行を行う。
- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、検討会への出席を求めることができる。
- 4 座長は、自らが検討会に出席できない場合、自らの代理人として、あらかじめ事務局の了解を 得た有識者等を出席させることができる。

(会 議)

第5条 検討会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

(守秘義務)

第6条 検討会の委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退い た後も同様とする。

(実費弁償等)

第7条 大阪府は検討会の委員に対し、謝礼及び実費弁償を行うことができる。

(事務局)

第8条 検討会の事務局は、大阪府健康医療部保健医療室医療対策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本制度の運用について必要な事項は、大阪府において別途 定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年1月●日から施行する。